

～農林水産研究知的財産戦略の考え方～

農林水産省知的財産戦略

農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化のためには、「知的財産」を継続的に生み出し(創造)、それを経済的価値につなげていく(活用)が必要。

農林水産分野の「知的財産」

- ・植物新品種
- ・動物等の遺伝資源
- ・農林水産業の技術・ノウハウ
- ・機能性食品の製造技術
- ・農産物、地域食品等の商標、ブランド等

研究分野では 研究成果が農林水産業及び食品産業や関連政策の立案・実施に活用されること(社会還元)が必要

戦略の性格

- ◆ 農林水産技術会議自らが取り組む事項を示すとともに、農林水産技術会議の事業に関与するすべての研究機関を対象に、研究計画立案時から成果の権利化を図り技術移転を行う段階までの、知財に関する望ましい取組を指針として提示。

→ 社会還元できる研究成果を一層提供する研究活動に誘導

農林水産研究知的財産戦略における指針及び取組事項

I 知的財産の創造

● 実用化・産業化等の社会貢献となる研究課題を設定

農林水産業・食品産業等の現場ニーズや、農林水産政策ニーズを反映・意識した研究課題の設定を徹底。関係法規を含め、実用化を見据えた研究計画策定を誘導。

● 産学連携の推進

企業に利用されることを目的とする技術の開発は、研究計画策定段階から企業と連携することが有効であることから、独法において企業相談窓口となる産学連携部門の構築や共同研究規程を整備。

● 研究成果は積極的に権利化するように促す

研究成果については、民間企業における活用可能性などを十分考慮したうえで、実用化・商品化につながる技術、将来的に多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性が高い基本的な技術については積極的に権利化。

● 農業者の保有する新品種、新技術等の開発支援

独法地域研究拠点及び公設試は、農業者等から受けた相談や、普及組織による発掘を通じて、農業者等が保有する新品種、新技術の有用性を適切に判断し、必要に応じて、農業者等と共同開発。

● プロジェクト研究等における特許出願経費の対応

競争的研究資金の間接経費による特許出願経費対応に加え、プロジェクト研究においても特許出願経費に対応。

II 知的財産の保護

● 種苗等の流出防止

委託研究により公的機関が育成した種苗等について、許諾先が増殖・販売する場合、原則的に国内での流通を対象とし、今後ともこの方針を堅持。

● DNA品種識別技術の実用化・標準化

産学官が連携して、低コスト・迅速・簡便なDNA品種識別技術の開発、妥当性の検証等へ戦略的に取組。

● 国外実施に当たっての国内産業への配慮

日本版バイドール条項により受託者に帰属させた委託研究の成果の特許権等について、第三者への許諾時の協議と同様、受託者自らが国外で実施する場合も協議を実施。

III 知的財産の活用

● 農林水産知財ネットワーク(仮称)の設立

TLO、独法、公設試、大学、民間企業等、関係機関の連携強化等体制により、農林水産研究知的財産情報の一元化等、効果的な流通システムの構築を図り、研究成果の活用を促進。

● 農業現場における成果の普及実用化の促進

公的研究機関等による重要な研究成果について、複数の技術の体系化等により普及・実用化に資する形でHP等での公表、地域独法研究機関を通じた技術指導を推進するほか、関係部局との連携により、実証事業の実施、普及指導の推進等により、普及・実用化を促進。

IV 体制の整備

● 知財部門の明確化

研究機関内に知的財産部門を配置し、組織の産学連携部門、TLO等との連携に努めるほか、研究者の知的財産に関する意識啓発に留意

● 人材の育成

技術移転に係わる目利きの育成研修等を通じて、知的財産権の管理、活用に関する専門能力を向上

農林水産技術会議が自ら取組むとともに、競争的研究資金制度等の運用により誘導